

平成29年4月から

高齢者を支える新しいしくみ

介護予防・日常生活支援総合事業

のご案内



!! 「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」とは

介護保険制度の改正を受けて、平成29年4月から、要支援1・2の方の訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）が、全国一律の基準による「予防給付」から、市町村が定める基準で実施する「総合事業」に変わります。

四日市市の「総合事業」では、これまでどおりの介護事業所によるサービスのほかに、基準を緩和したサービス、住民主体の支え合いによるサービスなど多様な主体によるサービスも実施しながら、地域全体で高齢者を支えるしくみをつくっていきます。

平成29年3月まで

平成29年4月から

介護給付（要介護1～5）

変更なし

介護給付（要介護1～5）

予防給付

（要支援1・2）

福祉用具貸与、訪問看護、
通所リハ、短期入所など

変更なし

予防給付（要支援1・2）

訪問介護、通所介護
（ホームヘルパー）（デイサービス）

変更

総合事業

【訪問型サービス】【通所型サービス】
（要支援1・2、基本チェックリスト該当）
⇒介護予防訪問介護・通所介護相当サービス
基準緩和サービス（サービスA）
住民主体サービス（サービスB）

介護予防事業

- ・一次予防事業
- ・二次予防事業

変更

【一般介護予防事業】
（65歳以上の方）
⇒介護予防自主活動グループ
ふれあいいいききサロン など

総合事業の主なサービスの内容は？

専門的サービスが必要な方は「介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービス」を利用し、それ以外の方は「基準緩和・住民主体サービス」を利用するなど、一人ひとりの状態に合わせてメニューを選べるしくみに変わります。

訪問型サービス

サービス種別	介護予防訪問介護相当 (これまでの訪問介護と同様のサービス)	基準緩和 (サービス A)	住民主体 (サービス B)
実施主体	介護サービス事業所	シルバー人材センター	住民組織、ボランティア団体、NPO
利用対象者	要支援者	要支援者・事業対象者(基本チェックリスト該当者) ※サービス A に関して、平成 29 年度は事業対象者に限りませ	
利用者負担	これまで同様	1 回 200 円	団体が定める額
内容	食事・入浴・排泄などの身体介護や掃除、洗濯、調理などの生活援助	掃除、洗濯、調理、買い物などの生活援助	ゴミ出しや庭の剪定、電球交換などの簡易な生活援助
	介護等の資格を持つ専門職が対応	市の定める研修を修了した従事者も対応	住民ボランティア等による支援

通所型サービス

サービス種別	介護予防通所介護相当 (これまでの通所介護と同様のサービス)	基準緩和 (サービス A)	住民主体 (サービス B)
実施主体	介護サービス事業所	在宅介護支援センターを設置する法人	住民組織、ボランティア団体、NPO
事業対象者	要支援者	要支援者・事業対象者(基本チェックリスト該当者)	
利用者負担	これまで同様	1 回 250 円 ※食事等希望時は自己負担があります	団体が定める額
内容	機能訓練、介護(入浴等)、交流	介護予防、交流を目的とした通いの場	介護予防、住民間の交流、生きがいを目的とした通いの場
	看護師、機能訓練指導員等の専門職を配置	市の定める研修を修了した従事者を配置	住民ボランティア等による支援

※サービス A・B は、まだ設置されていない地区もありますが、今後徐々に整備する予定です。

一般介護予防事業



利用対象者

65 歳以上の方

※利用対象者の条件が定められているなど、個別の状況により利用できない場合があります。

サービス内容

「介護予防自主活動グループ」、「ふれあいいいききサロン」などの住民運営の通いの場で、体操などの介護予防に取り組みます。

市では、こうした住民運営の通いの場を、在宅介護支援センターや地域包括支援センター、介護サービス事業所のリハビリテーション専門職が支援します。

サービス利用の流れ

65歳以上のすべての方

いつまでも元気でいたい！

転倒してから外に出るのが億劫で…

妻の介護がしんどくなってきたなあ…

基本チェックリスト実施

お住まいの地域の包括支援センターまたは在宅介護支援センターにご相談ください

要介護認定の申請

要支援
1、2

要介護
1～5

非該当
(生活機能が自立している)

事業対象者
(生活機能の低下が認められる)

総合事業のサービスや、介護予防サービスを受けるためのケアプラン作成

介護サービス計画作成

介護予防給付によるサービス

介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業の訪問型、通所型サービス

介護給付によるサービス

一般介護予防事業

基本チェックリストとは

運動・口腔機能、物忘れなどに関する25項目の質問に答えていただき、身体などの状態を簡易に判定する調査票です。要介護（支援）認定と違い、その場で判定できるため、手続きが簡単になります。実施窓口は、担当地域包括支援センター、担当在宅介護支援センター、介護・高齢福祉課です。

総合事業利用に関するご相談は

!! 地域包括支援センター、在宅介護支援センターへ



地域包括支援センター

名称	住所	電話番号(FAX 番号)	担当地区
四日市市北地域包括支援センター	富田浜町 26 番 14 号	365-6215(365-6216)	市内北部
四日市市中地域包括支援センター	本町 9 番 8 号本町 ^ろ ザ ^ン 4 階	354-8346(354-8326)	市内中部
四日市市南地域包括支援センター	山田町 5570 番地 4	328-2618(328-2980)	市内南部

在宅介護支援センター

	名称(地区)	住所	電話番号(FAX 番号)
北	富洲原在宅介護支援センター【富洲原(天カ須賀以外)】	富洲原町 2 番 8 0 号	366-2600(364-0306)
	天カ須賀在宅介護支援センター【富洲原(天カ須賀)】	天カ須賀 4 丁目 7 番 2 5 号	361-5361(361-5362)
	ヴィラ四日市在宅介護支援センター【大矢知】	垂坂町 8 番地 2	363-2882(361-4440)
	羽津在宅介護支援センター【羽津】	羽津山町 1 0 番 8 号	334-3387(334-3377)
	海蔵在宅介護支援センター【海蔵】	阿倉川町 1 4 番 1 6 号	333-9837(333-9830)
	ハピネスやさ在宅介護支援センター【八郷】	千代田町 3 2 5 番地 1	366-3301(366-3302)
	諸朋苑下野在宅介護支援センター【下野】	西大鐘町 1 5 8 0 番地	338-3005(338-3008)
	聖十字保々在宅介護支援センター【保々】	中野町 2 4 9 2 番地	339-7788(339-7211)
	富田在宅介護支援センター【富田】	富田浜町 1 7 番 5 号	365-5200(365-0412)
中	みなと在宅介護支援センター【中央・港・同和】	高砂町 7 番 6 号	357-2110(359-6612)
	ユートピア在宅介護支援センター【共同・浜田・久保田一・二丁目】	久保田 2 丁目 1 2 番 8 号	355-2573(355-3576)
	川島在宅介護支援センター【川島】	川島町 4 0 4 0 番地	322-3613(322-3614)
	かんぎき在宅介護支援センター【神前】	寺方町 9 8 6 番地 4	327-2223(327-2228)
	くぬぎの木在宅介護支援センター【県】	赤水町 1 2 7 4 番地 1 4	327-2267(327-1160)
	桜在宅介護支援センター【桜】	智積町 3 4 番地 1	326-6618(326-7557)
	陽光苑在宅介護支援センター【三重】	西坂部町 1 1 2 7 番地	333-4622(334-7841)
	橋北茶々館在宅介護支援センター【橋北】	京町 1 5 番 2 6 号	334-8588(334-8589)
南	しおはま在宅介護支援センター【塩浜】	大字塩浜 4 7 1 番地 2	349-6381(349-6382)
	くす在宅介護支援センター【楠】	楠町北五味塚 1 4 5 0 番地 1	398-2001(397-6861)
	常磐在宅介護支援センター【常磐(久保田一・二丁目を除く)】	城東町 3 番 2 2 号	355-7522(355-7590)
	日永在宅介護支援センター【日永】	大字日永 5 5 3 0 番地 2 3	347-9977(347-6661)
	四郷在宅介護支援センター【四郷】	西日野町 4 0 1 5 番地	322-1761(322-1769)
	うつべ在宅介護支援センター【内部】	采女町 4 1 8 番地 1	348-3988(348-7761)
	南部陽光苑在宅介護支援センター【河原田】	河原田町 2 1 4 6 番地	347-7336(347-7338)
	小山田在宅介護支援センター【小山田】	山田町 5 5 7 0 番地 1	328-1814(328-2682)
	水沢在宅介護支援センター【水沢】	水沢町 1 9 9 0 番地 1	329-3553(329-3554)

総合事業の訪問型・通所型サービスを利用するには、あらかじめ地域包括支援センターなどが「介護予防サービス・支援計画(ケアプラン)」を作成する必要があります。

お住まいの地域で利用できるサービス、身体の状態に合わせたサービスなどを選ぶため、担当の地域包括支援センターや在宅介護支援センターにご相談ください。

【問い合わせ先】 四日市市役所 介護・高齢福祉課 TEL:354-8170 FAX:354-8280